

事 務 連 絡

令和3年2月12日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

専務理事 山 崎 篤 男

緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る
留意事項等について

平素は本会の業務運営に当たり、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策についてはご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

このたび、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等についての事務連絡が発出され、国土交通省より通知がまいりました。

つきましては、年度末を迎えるにあたり、人の移動や行事の開催などに慎重な判断が求められることから、催物の開催に関して、別添の留意事項に示された催物開催時における感染防止策等の徹底について、貴会会員企業の皆様に対し周知方よろしくお願いいたします。

以 上